

特集

地域福祉の推進を目指して ～一人ひとりが主役です～

— 第3次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画 —

大田原市では、市全体で地域福祉を推進するための「第3次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（計画期間は2019年～2023年までの5か年）を策定し、推進しています。

地域福祉とは

地域で共に暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無など関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、自分たちが住んでいる地域が安心して暮らしていけるような地域社会を、みんなで築いていく取り組みのことです。

今、地域福祉の推進が求められている背景

急速な進行を見せる、少子・高齢化、核家族化および地域住民のつながりの希薄化など、地域社会の姿が大きく変化してきています。

このような状況の中、孤立死、ひきこもり、介護や子育てをする家族の孤立、貧困の問題など地域における福祉ニーズは多様化し、これまでの公的サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。



「人と人とのつながり」を基本として、「共に生きる社会づくり」を目指し、地域福祉を進めるための地域みんなで進める計画が必要で、**地域共生社会**(※)の実現につながります。

※地域共生社会とは

個人、団体、行政など地域全体が、制度や分野ごとの縦割りや、支え手(支える人)・受け手(支えてもらう人)のような関係にとらわれず、個人や地域のさまざまな課題に「我が事」としてかかわり、それぞれが「丸ごと」つながることで、地域に住む一人ひとりの暮らしや生きがいを地域全体で支え合い、共に生活していく社会のことを表します。

地域福祉を進めるために大切なこと

地域で生活している市民の皆さん、一人ひとりが主役です。また、住民、地域活動を行う人たち、団体や施設・事業所、市社会福祉協議会、行政などが協働し、それぞれの役割を活かしながら取り組むことが大切です。

地域福祉計画とは

市が策定する行政の計画で、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画

地域福祉活動計画とは

市社会福祉協議会が中心になり策定する民間の計画



計画推進委員会で計画の進行状況の確認を行っています。

2つで1つの計画

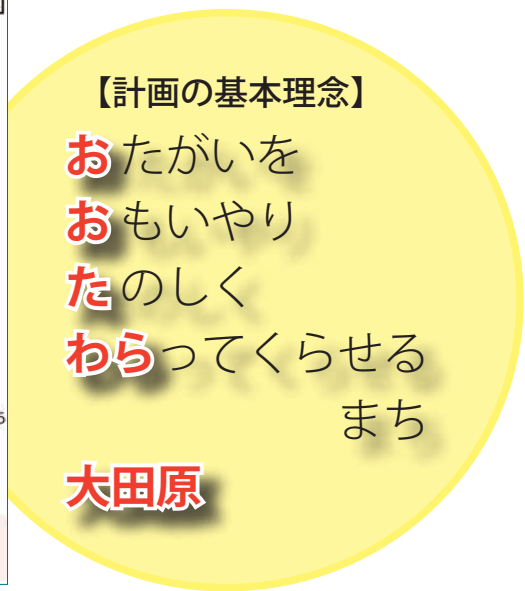
「市民参加による地域福祉の推進」という同じ目的に取り組むために、互いに補完・補強しあう関係が望まれることから、第2次計画より、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」2つの計画を1つの計画書としてまとめて策定しています。



(冊子版)



(概要版)



計画の基本目標

<p>基本目標1 互いに違いを認め合い支え合えるまち</p> <p>①ご近所同士声をかけ合い、つながりをつくりましょう ②歩いていける場所での集まりが大切なので、集まりの場所までの移手段をつくりましょう</p>	<p>基本目標2 必要な人に必要な支援がつながるまち</p> <p>①閉じこもっている人が、外に出られるようにしましょう ②誰もがわかりやすい行政サービスにしましょう ③気軽に相談できる体制をつくりましょう</p>
<p>基本目標3 みんなの寄りどころがあるまち</p> <p>①年々空き家が増えているので、いろいろな世代の方々が一緒に集まれる居場所・通いの場をつくりましょう ②空き家や空き地を地域で活用しましょう</p>	<p>基本目標4 子どもたちが夢ある未来へ向かうまち</p> <p>①子どもたちが明るく安心して遊べるまちにしましょう ②世代間交流を積極的に進めていきましょう ③地域みんなで安心して子どもを育てられるようにしましょう</p>
<p>基本目標5 いきいき・わくわく活動できるまち</p> <p>①世代を超えて地域の行事にみんなで参加できるようにしましょう ②定年退職した人など、熟年パワーを地域の活力にしましょう ③障がいのある人が地域に参加できるようにしましょう ④福祉教育を充実し、共に生きる意識を高めましょう など</p>	<p>基本目標6 あんぜん・あんしんまち</p> <p>①災害時にどのような支援があるのかなど、多くの住民に情報が行き渡るようにしましょう ②みんなで地域づくりをしましょう ③みんなが健康で暮らせるようにしましょう ④「権利擁護」の言葉を知らない人が多いことから、もっと啓発しましょう など</p>

他計画との関係

市では、福祉分野の他の個別計画との整合性を図り、福祉分野の「上位計画」として位置づけ、地域福祉を総合的に推進します。

期待されるそれぞれの役割

市民

- ①地域で支え合う関係・活動・仕組みづくり
- ②社会活動への参加

地域（福祉関係団体・NPO 法人など）

- ①地域活動へのきっかけづくり
- ②情報発信や交流
- ③小地域福祉活動計画の策定・取り組み

行政

- ①公的福祉サービスの適切な運営
- ②地域福祉活動促進の支援
- ③総合的な地域福祉の推進
- ④総合相談体制の強化

社会福祉協議会

- ①市民や各種団体と行政との調整役
- ②新たに活動に参加する市民の発掘
- ③地域との連携、計画の見直し推進

（地区社協による手作り弁当の配布）



（自治会内での支え合いマップづくり）



計画に沿ってさまざまな
活動をしています



（地域で行われている交流会）



問い合わせ先

問 福祉課 **本** 3階 **TEL** (23) 8707

問 大田原市社会福祉協議会 **TEL** (23) 1130